

研究成果報告書等未提出者の取扱いについて

I. 平成27年6月30日（火）までに「研究成果報告書」を提出しない場合の取扱い

○「研究成果報告書」は提出していないが、「研究経過報告書」を提出している場合、もしくは、「研究成果報告書（冊子体）」は提出していないが、「研究成果報告書提出延期届」を提出している場合

1. 平成28年度科学研究費助成事業に採択された場合（継続課題を含む。）は、文部科学省及び日本学術振興会が別に指示する時期（※）までに特段の理由なく「研究成果報告書」が提出されなければ、交付予定額の通知（交付内定）を留保し、基金分の継続課題について研究費の支払を行わないなどの措置が執られます。

※ 「別に指示する時期」：平成25年度終了課題の研究成果報告書については、平成27年3月6日（金）としました。

2. 翌年度、平成28年6月30日（木）までに特段の理由なく「研究成果報告書」の提出が確認できなかった研究代表者については、当該研究課題について交付した補助金、助成金の交付決定の取消及び返還を命じます。また、所属する研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

○「研究成果報告書」と「研究経過報告書」（「研究成果報告書（冊子体）」を提出しない場合は「研究成果報告書提出延期届」）のいずれも提出していない場合

1. 補助事業の停止

平成27年度に研究代表者として別の科学研究費助成事業の交付を受けている場合は、当該研究課題の研究代表者及び研究分担者は、「研究者使用ルール」に基づき、補助事業を停止していただきます。このため、当該研究代表者が所属する研究機関においては、「機関使用ルール」に基づき、当該研究代表者の「研究成果報告書」を文部科学省又は日本学術振興会に提出し、確認されるまでの間、補助金又は助成金の使用を停止するとともに、研究分担者が所属する研究機関にその旨を連絡し、補助金使用又は助成金使用の停止を求めてください。

また、平成27年度に研究分担者として別の科学研究費助成事業の配分を受けている場合は、「研究者使用ルール」に基づき、補助事業を停止していただきます。このため、当該研究分担者が所属する研究機関においては、「機関使用ルール」に基づき、当該研究分担者の「研究成果報告書」を文部科学省又は日本学術振興会に提出し、確認されるまでの間、補助金、助成金の使用を停止するとともに、研究代表者が所属する研究機関にその旨を連絡してください。

2. 当該年度にかかる交付決定の取消及び補助金、助成金の返還

引き続き、平成27年9月30日（水）までに「研究成果報告書」と「研究経過報告書」（「研究成果報告書（冊子体）」を提出しない場合は「研究成果報告書提出延期届」）のいずれも提出していない場合には、停止されていた補助事業の交付決定を取消し、補助金又は助成金の返還を命じます。

3. 補助事業の取消及び補助金、助成金の返還等

翌年度、平成28年6月30日（木）までに研究成果報告書の提出が確認できなかった研究代表者については、当該研究課題について交付した補助金、助成金の交付決定の取消及び返還を命じます。また、所属する研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

なお、提出時期によっては、他の補助事業について、交付予定額の通知（交付内定）を留保するなどの措置が執られることとなります。

II. 留意事項

上記の取扱いは、文部科学省交付分、日本学術振興会交付分の別を問わず、科学研究費助成事業全体での取扱いとします。また、新規課題・継続課題の別も問いません。